

医療機関に対する消費税制度の改善を求める意見書

社会保障・税の一体改革関連8法が成立し、消費税が2014年4月に8%に引き上げられる。消費税は本来、「最終消費者が負担し、それを事業者が預かって納める」ものであるが、医療機関においては、社会保険診療報酬に対する消費税は非課税とされているため、医薬品・材料等の仕入れに係る消費税を最終消費者である患者に転嫁することができない。このことは、病院経営を圧迫する大きな原因になっている。

医師不足等により公立医療機関の経営状況が悪化し、地域医療の崩壊が社会問題化する中、控除対象外消費税に対しては、消費税の導入時と税率引き上げ時に診療報酬に補填の上乗せが行われ解決済みとされてきたが、その後の診療報酬改定で項目が包括化されるなどして曖昧になってきている。

地域医療を守るためには、病院経営が健全であることが大前提であるが、このままでは、最も重要な医療人材の確保・育成や医療施設・設備の充実などに大きな影響を与えかねない。患者の負担を増やすことなく、医療機関の負担解消が図られるよう医療機関に対する消費税について抜本的に見直し、改善を図ることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

島根県雲南市議会